

2015年7月22日

春日井市教育委員会
教育長 木股 哲夫 様

春日井市教職員労働組合
執行委員長 小澤 邦子

要 求 書

貴職におかれましては、日々春日井市の教育の発展のため、ご尽力いただきありがとうございます。

さて、わたしたち春日井市教職員労働組合は、子どもたちの教育環境をよくするとともに、教職員の多忙・過労を解消し、生活と権利を守るため、この要求書を提出します。

よく検討され、誠意ある文書回答を9月1日までに行い、あわせて交渉をできるだけ早い時期に行うよう、要請します。また、交渉への教育長の出席を強く要請します。

記

一. 教職員の安全及び健康の確保、労働条件の改善について

1. 教職員の時間外勤務をなくすことに関する要求

- ① 2015年2月26日、最高裁による地方公務員災害補償基金側の上告棄却によって確定した鳥居公務災害名古屋地裁判決(2011年6月29日)及び名古屋高裁判決(2012年10月26日)は、「(学年学級事務や部活動など)やらざるを得ない時間外の勤務は校長による黙示の『包括的職務命令』による勤務であり、公務として扱う」という明確な判決を下した。違法な時間外勤務の根絶と、適正な勤務時間の割り振り変更を図ること。
- ② 長時間労働の根絶には、割り振り変更簿の設置は不可欠である。長時間労働根絶に向けて、県教委2010年3月5日通知で示されたように「勤務時間の割り振り変更」を徹底するために、市教委の責任で市内のすべての学校に「勤務時間の割り振り変更簿」を常設させ、積極的に活用を勧めること。
- ③ 休憩時間内の部活指導、及び勤務時間を超えた部活指導に対して勤務の割り振り変更を行うよう指導すること。

2. 教職員の健康安全に関する要求

- ① 労働時間の記録・把握については、ICカードによる方式のもとでも管理職の現認を原則とし、その逸脱をしないこと。
- ② 在校時間の記録シートには、「1か月の時間外の労働時間」を明示し、かつ「休憩」取得の有無、土日の出校についても記録するのは当然であるが、持ち帰り仕事についても時間で記録できるようにすること。
- ③ 出退勤時刻の記録の結果を、各学校から提出させる一方、セコムの施錠解錠記録を取り寄せ、記録の誤りがないか、点検し、時間外勤務の割り振りが適正に行われるよう、指導すること。
- ④ 市内の全ての学校で安全衛生委員会もしくは、衛生委員会を設置させ、具体的な施策が出せるようにすること。
- ⑤ 市全体の統括安全衛生委員会を設置・開催すること。
- ⑥ 定時退校日の実施回数を、市内の学校で昨年度以上になるよう、進めていくこと。

- ⑦ 在校時間の記録により把握できる 45 時間超・80 時間超・100 時間超の時間外労働をしている教職員について、学校長からの人数報告にとどまることなく、その氏名を教育委員会の責任において、毎月把握すること。また、80 時間を超える時間外労働をしている教職員が進んで医師の面接指導を受けるようなシステムに改善すること。

3. 勤務時間の適正な管理に関する要求

- ① 各学校の運営において、いままでの交渉で確認してきた次の 9 項目の内容に反することがないよう校長を指導すること。

- ① 勤務時間は労使協議事項として、市教委・校長は、誠意を持って交渉に当たること。
② 校長は、勤務の割り振りにあたって、所属職員との合意形成に努力しなければならない。
③ 45分の休憩時間は、一斉付与が原則である。
④ 休憩時間は、自己の時間として自由に利用できる時間である。
⑤ 児童生徒が在籍している間は、本来の休憩はとりにくい状況にある。
⑥ 45分の休憩時間が与えられることなしに、7時間45分を超えて勤務を命ずることは違法である。
⑦ 45分の休憩時間を割り振られた時間通りに与えることができなかつた場合は、その日のうちに与えなければならない。
⑧ 教員には、4%の教職調整額が出ているから、超過勤務は当然という認識は誤りである。
⑨ 1日の勤務時間が合計7時間45分を超えた場合は、速やかに別の日の勤務との間で振り替えを行い1週間あたり38時間45分をこえてはならない。

- ② 泊を伴う行事における超過勤務時間について、実質的に休憩がとれないところに休憩を割り振っていたり、休憩が割り振られたけれど実際は休憩がとれなかつたり等の実態がある。市教委として早急に改善策を講ずること。
- ③ 授業参観などの学校行事を、土曜日や日曜日に実施しないこと。やむを得ず実施する場合、日常の長時間労働を考慮して、その日の該当業務が終了したら、勤務の割り振りで、勤務を解除するように各校に働きかけること。
- ④ いわゆる式日については、業務終了後、日常の超過勤務労働を考慮して、すべての学校で勤務の割り振り変更を実施するように各校に働きかけること。

4. 業務の縮減・改善に関する要求

- ① 小学校における部活動を廃止すること。中学校における部活動については、土日の内のどちらかを確実に休みにするなどのガイドラインを作成し、部活動の過熱化を防止すること。
- ② 定数法上、学級対応教員である教頭・教務主任・「校務主任」には、本務以外の仕事をさせず、持ち時間数を適切にすること。小学校においても、担当する教科は、評価を伴う専科教科とすること。
- ③ 時間外勤務をなくしていくために、その他、市教委としてできる具体的な方策を講ずること。
- ④ 特別支援学級においては、調整額の減額に見合う、勤務内容の軽減を行うこと。行事の抜本的な検討（隔年開催などを含む）を関係団体に働きかけて進めること。具体的には、作品展、運動会等の内容の精選・縮小を検討すること。
- ⑤ 夏休み等の作品募集については、学校は、紹介するのみにとどめ、参加者が各自申し込むように、各学校を指導すること。

- ⑥ 教員の週当たり持ち時間数を少なくするために、教員の定数増を県の教育委員会に働きかけること。
- ⑦ 少人数指導のための加配の「条件」をつけず、専科を単独で持てる教員が増えるよう、県教委に働きかけること。また、春日井市独自の配置教員についても同様に、教員一人ひとりの持ち時間数が減るように改善・工夫すること。
- ⑧ 教職員定数くずしによって非常勤講師を配置している現状がある。「教職員定数」「各学校の教員配置数」「非常勤講師配置数」など、春日井市の実態を明らかにすること。
- ⑨ 初任研・5年経過・10年経過研修を大幅に削減すること。春日井市独自に行っている「少経験者研修」などの研修をやめること。

5. パワハラ・セクハラ・マタハラ防止、不適格管理職に関する要求

- ① 県教委が出した「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について（通知）（2011年4月28日）」を各学校で全職員に配付し、いかなる職場でもパワハラが起こらないように指導すること。
- ② 管理職に対するパワハラ・セクハラ等防止研修会を実施すること。

6. 教職員評価制度に関する要求

- ① 教職員評価制度を廃止することや、賃金・ボーナスとリンクして差別的な支給を行わないようにすること、第三者機関による苦情申し立て制度を早急に確立することなど、春日井市教委として愛知県教委などに申し入れること。

7. 「学校訪問」などについて

- ① 部活に並び、長時間過密労働を生み出している「学校訪問」を縮小する方向で、尾張教育事務所・愛日事務協議会などに働きかけ、特設授業を廃止し、指導案や週案簿や学級経営案など、公簿でないものの提出を強制しないこと。

8. 正規教職員以外の教職員の労働条件について

- ① 正規教職員以外の教職員の労働条件を各校で、全職員に周知させること。また、時給単価の引き上げや休暇の充実を初めとした労働条件全般の改善に努力すること。

9. 「全国学力・学習状況調査」等について

- ① 「全国学力・学習状況調査」については、参加しないよう、県教委や、文科省に働きかけること。また、悉皆調査ではなく抽出校のみの実施になった場合、抽出校のみの実施にとどめ、その他の学校での実施を「希望」しないこと。また、結果の公表は行わないこと。
- ② いわゆる「全国一斉体力テスト」は、様々な問題点があるので実施はしないこと。

10. 人事について

- ① 人事については、校長面談と合わせ、「書面による希望」も行い、各自の希望と納得を尊重して進めること。そのために、内示の前に本人に必ず打診するように校長を指導すること。

11. その他の要求

- ① 小学校陸上大会の開催をやめるよう、市教委として中小体連に働きかけること。
- ② C4thの成績処理ソフトの使用を市内の教員に義務づけないこと。
- ③ 「春日井スタンダード」による、指導案の形式・掲示物・教室環境・指導方法などの管理統制を行わないこと。

二. 教育の諸条件整備について

- ① 学校教育に必要な経費はすべて公費負担とすること。また、「個人に還元できない物は、公費負担とする」という原則を再度確認し、各学校における学年費・学級費の徴収に当たって、この原則に反している場合は、是正するよう指導すること。予算の「教材費」「消耗品費」を増額すること。
- ② 学校の統廃合は、学校・地域との合意の下にすすめること。
- ③ 養護教諭の複数配置拡大を県教委に働きかけること。また、春日井市独自の事業として、養護教諭の複数配置を進めること。
- ④ 図書館司書を各学校に早期に配置すること。
- ⑤ 修繕・校庭整備・樹木の剪定などを担う校務員を各学校1名配置すること。
- ⑥ ALTは、業者委託ではなく、市の直接雇用とすること。
- ⑦ 洋式トイレ増設を一層早める計画を明らかにすること。
- ⑧ 各学校に、職員用シャワー室を設置すること。
- ⑨ 児童・生徒が使用できるような「ユニットシャワー」を各校に設置すること。
- ⑩ 中学校のプール清掃は、児童生徒ならびに職員の作業とせず、市費負担で業者委託とすること。
- ⑪ 昨年度、総務課が調査した各校の休養室の状況を示し、今後の対応を明らかにすること。また、その結果にかかわらず、市内の小中学校全校に男女別の横になることのできる休養室を設置すること。